



JASDAQ

平成27年10月22日

各 位

株式会社 創 通
代表取締役社長 青木 建彦
(コード番号 3711)
問い合わせ先 取締役副社長
出原 隆史
電話番号 03-6386-0311

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年10月22日開催の取締役会において、平成27年11月25日開催予定の当社第53回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことにより、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されることから、現行定款第29条第2項及び第39条第2項の一部を変更するものであります。なお、現行定款第29条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 後
(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略) 2. 当社は、 <u>社外取締役</u> との間で、 <u>当該社外取締役</u> の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり) 2. 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u> との間で、 <u>当該取締役</u> の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

<p>(監査役の責任免除) 第39条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、<u>当該社外監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第39条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>監査役</u>との間で、<u>当該監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
--	---

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

平成27年11月25日

定款変更の効力発生日

平成27年11月25日

以上